

「新潟市自治会等集会所建設費補助金交付要綱」事務取扱要領

1 事務取扱要領の趣旨

この要領は、「新潟市自治会等集会所建設費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

2 要綱の実施運用に必要な説明および留意事項

項 目 等	説 明
第1条 趣旨 自治会・町内会又はその連合組織	・ 地域コミュニティ協議会は含まない。
第2条 補助金の交付	
第3条 補助金交付の対象	・ 第1号に該当する工事を「新築」とする。 ・ 第2号に該当する工事を「建替」とする。 ・ 第3号に該当する工事を「大改修」とする。 ・ 第4号に該当する工事を「増築」とする。 ・ 第5号に該当する事業を「購入」とする。この場合、購入する既存建物を使用するために必要な大改修・増築・修繕は購入と同時に行うものとし、補助金額の算定にあたっては改修単価の算出に留意する。また、購入後の集会所には、要綱第3条第4号ただし書き及び第6号ただし書きが適用されることに留意する。 ・ 第6号に該当する工事を「修繕」とする。この号において、「特に市長が認める場合」とは、災害など通常では想定できない事態により建物が損壊し、緊急を要する修繕への補助を行うことをいい、同号に規定する経過年数や累計額の制限を受けない。 ・ 建物の所有者が自治会等であるか否かは、補助金交付の要件として考慮しない。ただし、自治会等(借主)と貸主との賃貸借契約の内容によっては、自治会等が修繕費用を負担する必要がある場合があるので留意する。
第4条 大規模集会所の範囲及び普通規模集会所	
第5条 補助金の額 国、県、市及びその他の団体からの補助金等	・ この場合の補助金等とは、不特定多数を対象として申請を受け付ける補助金、助成金、給付金などをいい、当該自治会等の自主財源とみなされる寄付金、融資金などは含まない。

第6条 補助金交付の対象外費用の範囲

- ・ 補助金交付の対象経費は、集会所の機能上・維持管理上必要であり、かつ建物本体（基礎部分を含む）及び建物本体と一体となるその他構築物に係る経費とし、備品購入に係る費用は対象外とする。
- ・ 設計料等、資格や専門知識を必要とする手続きに要する経費は、対象経費とする。
- ・ 要綱各号の説明については、下表のとおりとする。

要綱第6条の表記		説明	
		新築・建替・大改修・増築の場合	修繕の場合
第1号	敷地の購入又は借入に必要な費用		
第2号	既存の建築物を解体し、又は移転に必要な費用及び整地等の費用	解体撤去費、整地費用などは補助対象外とし、更地の上に設置する建物の建設費のみ補助対象とする。	既存便器の撤去など、設備の入替費用は、補助対象とする。
第3号	建設及び購入手続等に要する費用	地質等調査費用、購入時仲介料、登記手数料等の費用は補助対象外とする。 ただし、電気・ガス・水道等申請手数料は、集会所機能に必要な設備の整備という観点から、補助対象経費とする。	電気・ガス・水道等申請手数料は、集会所機能に必要な設備の整備という観点から、補助対象経費とする。
第4号	物置、門、塀、植栽等の費用	駐車場等の外構工事は、補助対象外とする。	集会所の機能上・維持管理上必要なものを補助対象とし、敷地内の水道管・ガス管・排水施設等、建物本体に付随しない設備への工事は補助対象外とする。 ただし、集会所内トイレの水洗化改修に伴う配管工事は補助対象とする。このとき、浄化槽撤去と公共枡への接続配管工事については、他制度補助金を充当することができるため、

				その相当額を補助対象経費から除く。
		第5号	障子・ふすまの張り替え, ガラスの入れ替え, 畳の表替え・入替え, 建具の修理, 給水栓等に類するものの修理の費用	備品や消耗品の修理費用は補助対象外とする。
第7条 交付申請	その他市長が必要と認める書類	- 交付申請については, 特に期限を設けない。ただし, 毎年度の予算編成時に補助に必要な予算を計上するため, 新築・改築・大改修・増築・購入の計画・情報は早期に自治会等から入手するよう, 自治会等との関係性維持に留意する。 - 申請内容の審査及び調査等に際し, 要綱に列挙する書類だけでは判断ができない場合, 市長は自治会等に追加で書類の提出を求めることができる。具体的には, 役員名簿, 規約, 建設箇所の地権者の同意書・許可書, 事業に係る議事録等の総会資料などが挙げられるが, 自治会等の負担を考慮し, 追加での書類提出は必要最低限に留めなくてはならない。		
第8条 交付決定及び通知書類の審査				
交付決定				
第9条 実績報告	その他市長が必要と認める書類	- 書類の審査に当たっては, 以下の事項に留意する。 - 工事見積書, 設計図書, 建築確認通知書の写しについては, 必要に応じて, 区役所建設課等の意見を聴取する。 - 契約書の写しについては, 工事期日及び契約金額を点検し, 工事期日が当該年度内に完了するものであることを確認する。 - 交付決定の際は, 以下の事項について, 関係者からの聴き取りや総会資料等により確認するよう留意する。 - 当該自治会等の会員内で, 新築等について十分に意思統一が図られているか確認する。 - 新築または購入後, 集会所の所有権の帰属先が何者になるか確認する。 - 交付決定前に着手・完了した事業については, 補助対象とならないことに留意する。 - 実績報告の内容の確認及び補助金の支払事務等に際し, 要綱に列挙する書類だけでは判断ができない場合, 市長は自治会等に追加で書類の提出を求めることができる。具体的には, 口座振替申込書が考えられるが, 自治会等の負担を考慮し, 追加での書類提出は必要最低限に留めなくてはならない。		

第10条 額の確定等	
第11条 概算払い	
第12条 その他	概算払いについては、依頼書と合わせて事業執行計画書の提出を求めることとする。 金額及び交付の時期については、提出された計画書に基づき自己資金が不足する時点で必要とする金額を交付する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。